

令和5年改正の教科に関する専門的事項の一般的包括的内容を含む単位の修得に関する解釈<中：理科>

改正前科目区分【旧規則】	授業科目名	単位		改正後科目区分【新規則】	授業科目名	単位
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	理科実験（物理学実験）	2	→	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	理科実験（物理学実験）	2
化学実験（コンピュータ活用を含む。）	理科実験（化学実験）	2	→		理科実験（化学実験）	2
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	理科実験（生物学実験）	2	→		理科実験（生物学実験）	2
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	理科実験（地学実験）	2	→		理科実験（地学実験）	2

※授業科目名に掲載の授業科目はすべて一般的包括的内容を含む授業科目。

- ◆旧規則において授業科目「理科実験（物理学実験）」「理科実験（化学実験）」「理科実験（生物学実験）」「理科実験（地学実験）」の4科目の単位を修得してはじめて改正後事項の【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の一般的包括的内容を満たすことができる<附則2条第2項>。
- ◆旧規則の4科目のうち1科目でも未修得となると、修得した一般的包括的内容を含む単位は、理科の教科に関する専門的事項に関する科目の単位に含めることができるにとどまり、新規則において、一般的包括的内容を含む単位の修得証明ができない<附則2条第5項>。
- ◆ただし、改正前科目区分【物理学実験（コンピュータ活用を含む。）】【化学実験（コンピュータ活用を含む。）】【生物学実験（コンピュータ活用を含む。）】【地学実験（コンピュータ活用を含む。）】の単位と、改正後科目区分【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】のうち**改正前科目区分としても開設されている科目区分**（改正前科目区分としても改正後科目区分としても開設されている科目）で修得した単位を組み合わせることで、改正後科目区分の科目の単位としてみなすことができる<11月26日回答>。
- ◆つまり、令和5年改正にかかる変更届において、上記のように改正前後で授業科目名・単位を変更していなければ、改正前科目区分において修得した単位を新規則にみなした学力に関する証明書備考欄において「〇〇実験分野の一般的包括的内容を含む。」と記載することができ、新規則で修得する不足分野の一般的包括的内容を含む授業科目が、改正前区分としても同一科目名・単位として開設されている科目であれば、その科目の単位を修得して【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の一般的包括的内容を含んで修得したということになる。この場合の単位修得について、複数の認定課程をまたいでの修得も可能となる<令和5年9月27日付「教育職員免許法施行規則の一部改正する省令案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について」（別紙）p2の回答>。

令和6年2月提出：教科専門科目改正対象教科に係る変更届

(I 教育課程の変更届)
(新旧対照表)

教科及び教科の指導法に関する科目の変更届新旧対照表														
大学名								担当部局						
設置者名								電話番号						
大学の位置								e-mail						
教育課程を変更する学科等	新旧	学部	学科等	入学定員	直近の認定年度	認定を受けている免許状の種類 (免許教科)				新学則等の適用年度		備考		
	新				—	—				令和6年度		令和6年度入学生より適用		
	旧				令和元年度	中一種免(理科)				—				
科目区分	新						旧						変更内容等	
	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 必	共通 開設 学校種等	学科等	教職専任教員 氏名・職名	履修 方法	各科目に含めることが必要な事項	授業科目	単位数 必	共通 開設 学校種等	学科等		教職専任教員 氏名・職名
教科 及 び 関 係 す る 専 門 的 事 項 に 関 する 科 目	物理学													
	化学													
	生物学													
	地学													
	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	理科実験(物理学実験)	2	高(理科)	同			物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	理科実験(物理学実験)	2	高(理科)	同		
		理科実験(化学実験)	2	高(理科)	同			化学実験(コンピュータ活用を含む。)	理科実験(化学実験)	2	高(理科)	同		
		理科実験(生物学実験)	2	高(理科)	同			生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	理科実験(生物学実験)	2	高(理科)	同		
理科実験(地学実験)		2	高(理科)	同			地学実験(コンピュータ活用を含む。)	理科実験(地学実験)	2	高(理科)	同			
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目														
各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)														
●単位数・「教科に関する専門的事項」の開設総単位数						単位	●教職専任教員数 (教科に関する専門的事項) (新) 人/(旧) 人							
・「教科に関する専門的事項」の共通開設単位数(他学科等の科目をあてる場合の単位数を含む。)						単位	●必要教職専任教員数 (教科に関する専門的事項) 4人							
・教員の免許状取得のための必修科目(選択必修科目の単位数を含む)						(新) 単位/(旧) 単位								
・教員の免許状取得のための選択科目						(新) 単位/(旧) 単位								

<参考>

◆令和5年改正免許法施行規則附則（令和5年9月27日文科科学省令第31号）

第2条（略）

2 令和6年3月31日において認定課程を有する大学に在学している者でこれを卒業するまでに物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）（以下「旧物理学実験等」という。）の科目の単位を修得するもの又は令和6年3月31日までに認定課程において旧物理学実験等の科目の単位を修得した者が、同法別表第1の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧規則第4条第1項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、旧物理学実験等の科目の単位については、この省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」という。）第4条第1項の表備考第一号に規定する物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験の科目の単位とみなす。

3～4（略）

5 令和6年3月31日において認定課程を有する大学に在学している者で、これを卒業するまでに次に掲げる科目の単位を修得するもの又は令和6年3月31日までに認定課程において次に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第1の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合（第2項又は第3項の規定の適用を受ける場合を除く。）にあつては、旧規則第4条第1項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、次に掲げる科目の単位については、当該教科について中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができる。

- 一 物理学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 二 化学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 三 生物学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 四 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
- 五 機械（実習を含む。）
- 六 電気（実習を含む。）

6（略）

◆文部科学省からのメール

2024年11月5日（火） 14:34

【文科省・周知】令和6年4月4日事務連絡「教育職員免許法施行規則に係る解釈の一部変更について（周知）」の趣旨等について

各都道府県教育委員会免許事務主管課

教職課程を置く各国公私立大学担当課

放送大学学園担当課

各指定教員養成機関担当課

独立行政法人教職員支援機構担当課 御中

（BCCにて送付。御担当が異なる場合は適切に回付願います。）

お世話になっております。

文部科学省教育人材政策課教員免許・研修企画室法規係です。

令和6年4月4日事務連絡「教育職員免許法施行規則に係る解釈の一部変更について（周知）」の趣旨及び「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第31号）」に関する質問がありましたので、幅広に共有させていただきます。

（御質問）

① 質問等の発端となった事実関係

令和6年4月4日事務連絡「教育職員免許法施行規則に係る解釈の一部変更について（周知）」別添の記載例2において、令和6年3月31日までに修得した授業科目「理科実験（物理学実験）」「理科実験（化学実験）」が、改正後科目区分の【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の科目の単位として記載されている。

② 質問等に関する組織としての見解

令和6年3月31日までに修得した授業科目については、どの科目区分にも属さない『教科に関する専門的事項』に関する科目の単位として記載する。

③ ②の見解に至った根拠（条文、過去解釈、Q&A等）

- ・ 令和5年改正教育職員免許法施行規則附則第2条第5項
- ・ 令和5年9月27日5文科教第1015号「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）」2-2（1）①及び③
- ・ 2023.10.3 令和5年度教職課程認定等に関する事務担当者説明会 資料1 P.17

④ ①～③を踏まえ、法令解釈等において疑義のある点及びその理由

本学にて関係の通知等を拝見した結果、次の【1】【2】のどちらで解釈すべきか判断しかねているため、確認させていただきたい。

【1】 令和5年改正教育職員免許法施行規則第2条第5項について、令和5年9月27日付通知の2-2（1）①に基づき、令和6年3月31日までに修得した授業科目については、"② 質問等

に関する組織としての見解"のとおり、改正前科目区分【物理学実験（コンピュータ活用を含む。）】【化学実験（コンピュータ活用を含む。）】【生物学実験（コンピュータ活用を含む。）】【地学実験（コンピュータ活用を含む。）】の4科目区分を全て修得していた場合にのみ、改正後科目区分【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の科目の単位とみなすことができると解釈する。

【2】"①質問等の発端となった事実関係"のとおり、令和6年3月31日までに修得した授業科目については、改正前科目区分【物理学実験（コンピュータ活用を含む。）】【化学実験（コンピュータ活用を含む。）】【生物学実験（コンピュータ活用を含む。）】【地学実験（コンピュータ活用を含む。）】の4科目区分を全て修得していなくとも（1科目区分の修得でも）、大学の判断により、改正後科目区分【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の科目の単位とみなすことができると解釈する。

(回答)

御質問の件については、【1】のとおり。

令和6年4月4日付け事務連絡は、あくまで「一般的包括的内容を含む」としてみなしてよいか否かに関する解釈変更であって、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（令和5年文部科学省令第31号。以下「改正省令」という。）」における経過措置規定の適用に何ら影響を及ぼすものではない。

詳細は以下のとおり。

1. 令和6年4月4日事務連絡「教育職員免許法施行規則に係る解釈の一部変更について(周知)」(以下「事務連絡」という。)の趣旨について

あくまで複合事項に含まれる含有事項（例えば、改正後科目区分【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】（複合事項）のうちの、【物理学実験】【化学実験】【生物学実験】【地学実験】（含有事項））について、これまでは含有事項に関する科目の単位を異なる大学等で修得した場合に、それらを合わせて複合事項全体として一般的包括的内容を含むものを修得したものとみなすことは基本的にできず、複合事項全体に含まれる含有事項は1つの大学等で修得する必要があるところ、複合事項に含まれる含有事項に関する科目を異なる大学等で修得した場合に、含有事項に関する科目のそれぞれについても一般的包括的内容を含んでいると授与権者において確認できる場合は、共通開設されているかどうかを問わず、それらを合わせて、複合事項全体として一般的包括的内容を含むものを修得したと認めることを可能とする解釈変更を行ったものである。

そのため、事務連絡の記載例2では、「令和6年3月31日までに修得した授業科目「理科実験（物理学実験）」「理科実験（化学実験）」が、改正後科目区分の【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の科目の単位として記載」されているわけではなく、あくまで改正後科目区分の【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】が、令和6年4月1日以降に、例えば「理科実験（物理学実験）」「理科実験（化学実験）」「理科実験（生物学実験）」「理科実験（地学実験）」等のように大学の授業科目の開設上分けて開講されている場合に、そのうちの「理科実験（物理学実験）」「理科実験（化学実験）」のみの単位を修得した際の記載例を示しているに過ぎない。（教科専門の科目区分の改正によって実験系科目については、法令上は1科目となった

ものの、開設上は引き続き別個に開設されることは一般的にみられるであろうことから、一般包括性に係る解釈変更を説明するに当たっての「複合事項」に当たる事項のあくまで一例示として示しているのみであって、記載例2の「理科実験（物理学実験）」などは令和6年3月31日までに修得した旧規則下での授業科目を示しているわけではない。）

2. 改正前科目区分【物理学実験（コンピュータ活用を含む。）】【化学実験（コンピュータ活用を含む。）】【生物学実験（コンピュータ活用を含む。）】【地学実験（コンピュータ活用を含む。）】の単位について

附則第2条第2項に規定するとおり、令和6年3月31日に認定課程を有する大学に在学している者が、これを卒業するまでにこれらすべての科目の単位を修得する場合又は令和6年3月31日までに既にすべて修得している場合には、改正後科目区分【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の科目の単位とみなすことができるが、その一部のみしか修得していない場合には、改正後科目区分【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の科目の単位としてみなすことはできない。

なお、一部のみを修得している場合に、（個別の事項は満たさないが、）単に「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位としてみなすことはできる（同条第6項）。この場合の学力に関する証明書における記載については、当省において以下の記載例をお示しすることを検討している。学力に関する証明書の記入例については追って当省ホームページに掲載する予定であることを申し添える。

物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験					
	うち物理学実験にかかる科目				
	うち化学実験にかかる科目				
	うち生物学実験にかかる科目				
	うち地学実験にかかる科目				
		○	○○○○○○○	○	注)「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」（令和5年文部科学省令第31号）附則第2条第5項（又は第3条第5項）により、同令による改正前の「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「化学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」、「地学実験（コンピュータ活用を含む。）」の単位を「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位に読み替えている。

◆2024/11/26 文科省回答（龍谷大学からの質問）

■質問事項

11月5日付にて頂戴しました『【文科省・周知】令和6年4月4日事務連絡「教育職員免許法施行規則に係る解釈の一部変更について（周知）」の趣旨等について』に関し、以下、ご質問させていただきたく存じます。

①質問等の発端となった事実関係

11月5日付の貴課からのメールの回答詳細2に「改正前科目区分【物理学実験（コンピュータ活用を含む。）】【化学実験（コンピュータ活用を含む。）】【生物学実験（コンピュータ活用を含む。）】【地学実験（コンピュータ活用を含む。）】の単位について、附則第2条第2項に規定するとおり、令和6年3月31日に認定課程を有する大学に在学している者が、これを卒業するまでにこれらすべての科目の単位を修得する場合又は令和6年3月31日までに既にすべて修得している場合には、改正後科目区分【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の科目の単位とみなすことができるが、その一部のみしか修得していない場合には、改正後科目区分【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の科目の単位としてみなすことはできない。」と記載されている。

②質問等に関する組織としての見解

旧規則における複合事項において、すべての含有事項の一般的包括的内容を含む単位を複数の認定課程において修得することが可能と判断している。

③ ②の見解に至った根拠（条文、過去解釈、Q&A等）

令和5年9月27日付パブリックコメントの結果別紙2ページにて「経過措置により旧規則で修得した単位と新規則で修得した単位を組み合わせることで、新規則の科目区分についての一般的包括的内容を満たすことも可能」と回答されている。

④ ①～③を踏まえ、法令解釈等において疑義のある点及びその理由

11月5日付の貴課からのメールの回答詳細2とパブリックコメントの回答が矛盾している。

■回答

「②質問等に関する組織としての見解」の「旧規則における複合事項において、すべての含有事項の一般的包括的内容を含む単位を複数の認定課程において修得することが可能と判断している。」について、趣旨が判然としないが、「改正前科目区分【物理学実験（コンピュータ活用を含む。）】【化学実験（コンピュータ活用を含む。）】【生物学実験（コンピュータ活用を含む。）】【地学実験（コンピュータ活用を含む。）】において修得した単位と、改正後科目区分【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】において修得した含有事項の単位を組み合わせ、改正後科目区分の単位としてみなすことができると判断している。」という見解であるという前提で以下

のとおり回答する。

1. 改正前科目区分【物理学実験（コンピュータ活用を含む。）】【化学実験（コンピュータ活用を含む。）】【生物学実験（コンピュータ活用を含む。）】【地学実験（コンピュータ活用を含む。）】の単位について

繰り返しにはなるが、教育職員免許法施行規則令和5年9月改正省令附則第2条第2項の規定及び令和6年11月5日に当省より周知した内容にあるとおり、令和6年3月31日に認定課程を有する大学に在学している者が、これを卒業するまでにこれらすべての科目の単位を修得する場合又は令和6年2月31日までに既にすべて修得している場合には、改正後科目区分【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の科目の単位とみなすことができるが、その一部のみしか修得していない場合には、改正後科目区分【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の科目の単位としてみなすことはできず、単に「教科に関する専門的事項」に関する科目の単位としてみなすことができる。

そのため、「②質問等に関する組織としての見解」については、誤りである。

○教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）

附 則（令和五年九月二七日文部科学省令第三一号）

（経過措置）

第二条（略）

2 令和六年三月三十一日において認定課程を有する大学に在学している者でこれを卒業するまでに物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）（以下「旧物理学実験等」という。）の科目の単位を修得するもの又は令和六年三月三十一日までに認定課程において旧物理学実験等の科目の単位を修得した者が、同法別表第一の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、旧規則第四条第一項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、旧物理学実験等の科目の単位については、この省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」という。）第四条第一項の表備考第一号に規定する物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験の科目の単位とみなす。

3～4（略）

5 令和六年三月三十一日において認定課程を有する大学に在学している者で、これを卒業するまでに次に掲げる科目の単位を修得するもの又は令和六年三月三十一日までに認定課程において次に掲げる科目の単位を修得した者が、同法別表第一の規定により中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合（第二項又は第三項の規定の適用を受ける場合を除く。）にあつては、旧規則第四条第一項の表備考第一号に規定する教科に関する専門的事項に関する科目の単位のうち、次に掲げる科目の単位については、当該教科について中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位とみなすことができる。

一 物理学実験（コンピュータ活用を含む。）

- 二 化学実験（コンピュータ活用を含む。）
 - 三 生物学実験（コンピュータ活用を含む。）
 - 四 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
 - 五 機械（実習を含む。）
 - 六 電気（実習を含む。）
- 6 （略）

2. 御指摘の令和5年9月27日付「教育職員免許法施行規則の一部改正する省令案に関するパブリックコメント（意見公募手続）の結果について」（別紙）p2の回答について

本回答の趣旨としては、中学校「理科」の改正前科目区分【物理学実験（コンピュータ活用を含む。）】【化学実験（コンピュータ活用を含む。）】【生物学実験（コンピュータ活用を含む。）】【地学実験（コンピュータ活用を含む。）】の単位と、改正後科目区分【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】のうち改正前科目区分としても開設されている科目区分（改正前科目区分としても改正後科目区分としても開設されている科目）で修得した単位を組み合わせることで、改正後科目区分の科目の単位としてみなすことができるというものである。

（例えば、令和3年3月31日に課程認定大学に在学し令和6年4月1日以降も引き続き在学する学生が、改正前科目区分【物理学実験（コンピュータ活用を含む。）】【化学実験（コンピュータ活用を含む。）】【生物学実験（コンピュータ活用を含む。）】【地学実験（コンピュータ活用を含む。）】のうち、【地学実験（コンピュータ活用を含む。）】以外の単位を修得している場合、改正前科目区分【地学実験（コンピュータ活用を含む。）】の単位を修得すれば改正後科目区分【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の単位とみなすことができるが、大学において改正後科目区分を「物理学実験A」「化学実験A」「生物学実験A」「地学実験A」（大学における開設科目名）などと含有事項ごとに分けて科目を開設している場合に、そのうちの「地学実験A」が改正前科目区分の【地学実験（コンピュータ活用を含む。）】としても開講されていれば、「地学実験A」の単位を修得することで改正後科目区分【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の単位とみなすことができる、ということを示している。）

そのため、改正前科目区分【物理学実験（コンピュータ活用を含む。）】【化学実験（コンピュータ活用を含む。）】【生物学実験（コンピュータ活用を含む。）】【地学実験（コンピュータ活用を含む。）】のうち3科目の単位を修得し、改正後科目区分【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】に含まれる含有事項「物理学実験」「化学実験」「生物学実験」「地学実験」のうち残りの1科目の単位を修得した場合でも、そのことをもってただちに改正後科目区分【物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験】の科目の単位としてみなせるということではない。（上述のとおり、単位を修得した当該含有事項が、改正前科目区分としても開設されている必要がある。）